

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上5-29-27 大黒ビル2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**市販薬控除には証明の領収書が必要
適用対象商品には領収書に「★」印**

厚生労働省は、市販薬控除であるセルフメディケーション税制（スイッチOTC薬控除）の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項を、このほど薬局関係等事業者団体に連絡した。来年1月から運用が始まる「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」の適用を受けるには、購入した医薬品が控除の対象となるスイッチOTC医薬品であることを証明する書類（領収書）が必要になる。

厚労省医政局経済課の事務連絡では、まず、証明書類には、(1)商品名、(2)金額、(3)その商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、(4)販売店名、(5)購入日、の明記が必要

とした。また、(3)のその商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の明記について、キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、下記の(ア)又は(イ)のとおりにすることが必要とした。

控除対象商品以外の商品も購入した場合、控除を受けるには購入費用のうち控除対象商品に該当する費用を区別しなければならないことから(ア)商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、そのマークがついている商品が控除対象商品である旨（例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）をレシートに記載するか、(イ)控除対象商品のみ合計額を分けて記載する方法を示している。なお、上記の5つの記載事項が明記されていれば、手書きの領収書であっても構わない。

**スマホで資産運用のアドバイス！
「ロボアド」サービスを各社が次々に導入**

資産運用の“相談相手”として「ロボット・アドバイザー（以下ロボアド）」が注目を集めている。ウェブサイトやスマートフォンのアプリで、投資経験や投資方針などの質問に回答するだけで、どの程度のリスク許容度があるか判断。適切な商品を提案してくれる。手軽に利用できるとあって、銀行や証券会社、ベンチャー企業などが導入している。無料で利用できるものから、手数料を払うことで運用を代行してくれるものまであり、目的に合わせて使い分けることも可能だ。

これまで、資金の運用から管理、投資アドバイスまで包括的に行う「ラップ口座」と呼ばれるサービスはあったが、申し込み最低額は1000万円以上が多かった。最近の間口を広げるために最低

額が引き下げられたが、それでも数百万円レベル。手数料も高く、手軽に利用できるとはいいがたいサービスだった。その点ロボアドは、ラップ口座のような投資一任運用型のみでなく、アドバイス型も多い。たとえばみずほ銀行の「スマートフォリオ（SMART FOLIO）」は、投資信託の提案のほか、当初決めた目標に合わない運用をしていた場合、メールで知らせてくれる機能もある。

たとえ信頼できる友人であっても、資産運用の判断は自分で行いたいのが人情。大量の投資商品から最新の選択肢を提示してくれる「アドバイザー」として、ロボアドを有効に活用してみてはいかがだろうか。